

労働保険事務組合のご案内

こんな事で悩んでいませんか…？



- ・ハローワーク、監督署の手続き内容がどうもわからない。
- ・人手不足で、労働保険事務処理をする余裕がない。
- ・役員、家族が従業員と同様に仕事をしているのに、仕事上の保障がない。(労災保険)
- ・元請会社から「特別加入しないと現場に入れない」と言われた。(建設業)
- ・労働保険料の分納ができず、1回の支払いでは高額すぎる。

こんな時は、当労働保険事務組合へご相談下さい！

労働保険事務組合とは…

都道府県労働局長より認可(当事務組合は山形労働局長)を受けた団体が、雇用保険や労災保険の加入手続、保険料の申告・納付に関する手続、雇用保険の被保険者に関する手続等を事業主に代わって行います。

◎事務委託のできる事業主

常時使用する労働者が300人(金融・保険・不動産・小売業は50人、卸売業及びサービス業は100人)以下の事業主の方はどなたでも委託することができます。

◎事務委託をした場合のメリット

- ①当事務組合が一括して事務処理を行いますので、事務量が軽減されます。
- ②労働保険料の金額にかかわらず3回に分納が可能になります。
- ③事業主及び役員、家族従事者も労災保険に加入することができます。

当事務組合に委託をご希望される場合、裏面をごらん下さい。→
委託手続等のご説明をいたします。(面倒な事務処理等はございません。)

事務委託手数料(下表は年額・消費税別 中途委託の場合は月割りとなります。)

従業員数	負担金
5人未満	12,000円
5人~10人	16,000円
11人~15人	21,000円
16人~20人	25,000円
21人~30人	32,000円
31人~50人	45,000円
51人以上	50,000円
※51人以上1名増毎	+400円(1名増毎)

※当協会非会員事業所は別途入会手続が必要となります。

特別加入者	委託料
1人につき	+1,500円



連絡先：労働保険事務組合 一般社団法人 山形労働基準協会
☎990-0825 山形市城北町一丁目17番10号
TEL (023) 643-7871
FAX (023) 644-0086

